

令和6年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

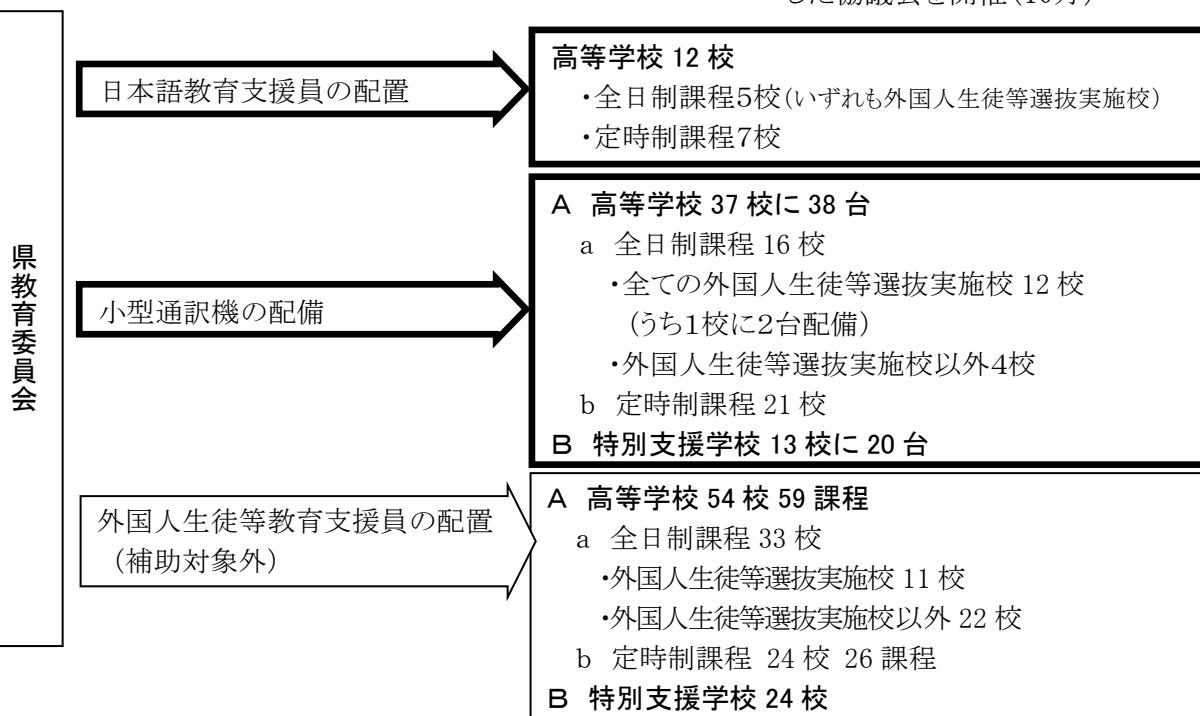
地方公共団体名【愛知県】

令和6年度に実施した取組の内容及び成果と課題

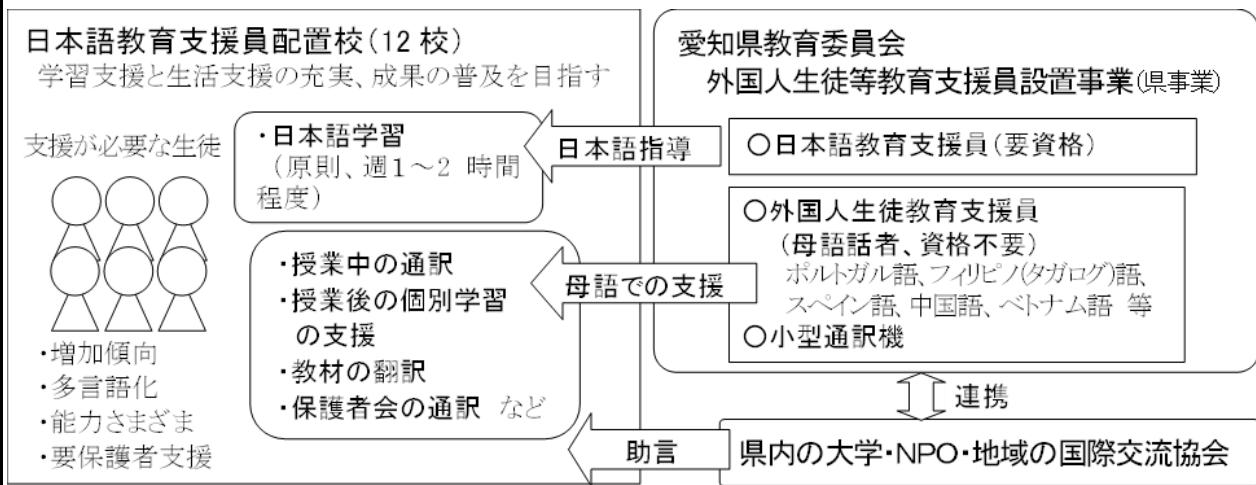
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

<高等学校教育課・特別支援教育課>

【外国人生徒等教育支援員設置事業(県教育委員会の取組)】※本事業にかかる高等学校を対象とした協議会を開催(10月)

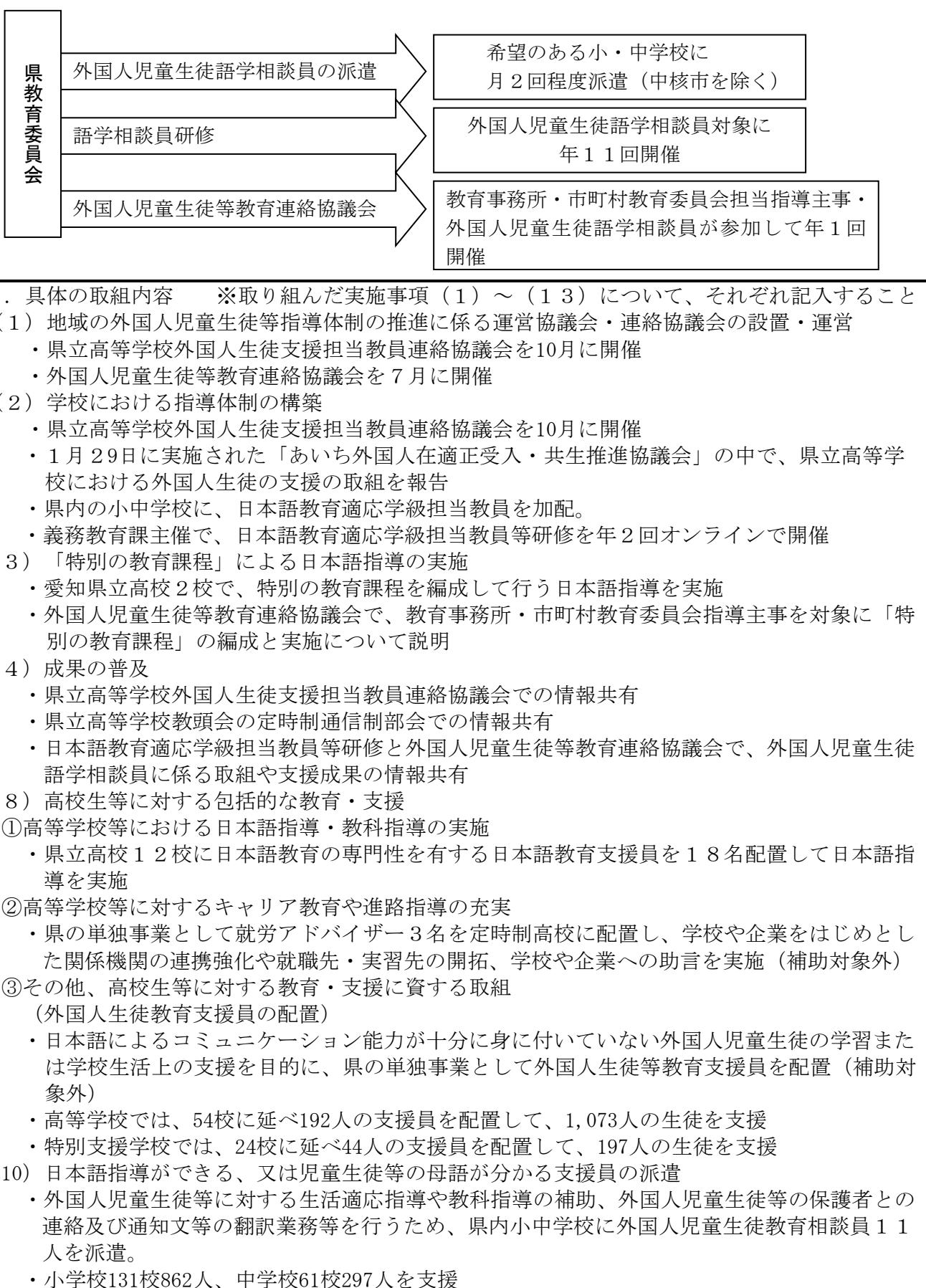


【日本語教育支援員配置校における取組】



<義務教育課>

【外国人児童生徒教育推進事業】



3. 成果と課題

- (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
- 令和6年度は愛知県立高校2校において「特別の教育課程を編成して行う日本語指導」を行った。今後は連絡協議会を活用して制度の周知を図り、実施校の拡充に努める。
- (2) 学校における指導体制の構築
- 令和6年度は愛知県立高校2校において「特別の教育課程を編成して行う日本語指導」を行った。今後は連絡協議会を活用して制度の周知を図り、実施校の拡充に努める。
 - 「あいち外国人在適正受入・共生推進協議会」において、愛知県内の他の部署の取組について知り、それを県立高校に共有した。
- (3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- 入学当初、日本語が理解できなかった生徒が、少しづつ授業内容を理解できるようになった。今年度、無事に卒業し、正規職員として就職することができた。
 - 各学校に成果を普及し、特別の教育課程を編成して行う日本語指導の実施校の拡充に努める。
- (4) 成果の普及
- 令和6年度は愛知県立高校2校において「特別の教育課程を編成して行う日本語指導」を行った。今後は連絡協議会を活用して制度の周知を図り、実施校の拡充に努める。
 - 「より多くの学校の取組を知ることで、自校の取組につなげたい」という意見があった。多くの学校の取組を共有できるように工夫し、連絡協議会の内容の更なる充実に努める。
- (8) 高校生等に対する包括的な教育・支援
- 県立高校12校（全日制5校、定時制7校）に日本語教育の専門性を有する「日本語教育支援員」を18名配置し、400人の生徒を対象に1,925時間分の日本語指導を行った。各学校は、県に提出する「日本語指導実施計画書」に基づき、日本語指導に関する授業（特別の教育課程を編成して行う日本語指導、学校設定科目）や授業後（定時制では始業前）の時間帯の日本語指導に活用した。
 - 就労アドバイザーを3名配置して就職支援を行った（補助対象外）。
 - 高等学校及び特別支援学校に外国人生徒教育支援員を延べ236人配置した（補助対象外）。外国人生徒の増加とともに言語の多様化が進んでおり、いかにして支援員を確保するかが課題である。
- (10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣
- 日本語指導や教科指導の補助における母語による支援だけではなく、来日して間もない児童生徒の生活適応指導や児童生徒の教育相談等で学校へ適応する支援ができた。
 - 母語による通訳・翻訳を通して保護者との信頼関係を築く支援をすることができた。
 - 児童生徒の母語や母文化に関する情報や進路に関する情報を学校に提供することで、個に応じた対応へつなげることができた。

本事業で対応した児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	人(園)	1,025人(180校)	483人(91校)	0人(校)	691人(51校)	人(校)	133人(13校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		862人(131校)	297人(61校)	0人(0校)	54人(2校)	人(校)	0人(0校)

4. その他（今後の取組予定等）

- 令和7年度は、日本語教育支援員を12校に配置し、日本語教師の資格をもった支援員が合計2,275時間の支援を行う。うち3校では、特別の教育課程を編成した日本語指導を実施する。
- 令和7年度は、県立高校に28台、県立特別支援学校に28台の小型通訳機を配備する。
- 連絡協議会や教頭会等で外国人生徒支援に係る情報を周知・共有する機会を設定し、成果の普及を図る。
- 令和7年度は、県立高校に21,090時間分、県立特別支援学校に1,860時間分の予算を確保し、必要な学校に外国人生徒等教育支援員を配置して外国人生徒への支援を行う（補助対象外）。
- 外国人児童生徒教育相談員について、令和7年度から訪問とオンラインによるハイブリッド型の支援を展開する。その中で、ICT機器を活用した業務体制を整備することにより、外国人児童生徒等教育の円滑な推進を図る。